



# ACT会員「いきいきサークル活動支援」募集要項

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい



特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいでは、たすけあいのまちづくり活動の一環としていきいきサークル活動を支援します。

## 【目的】

サークル活動を通じて、会員同士が地域の中で顔の見える関係をつくり、たすけあいのまちづくりにつなげていくことを目指します。会員だけでなくその周りのご近所の方やお友達にも声をかけ、思い思いの楽しい活動を地域にひろげていきましょう。

## 【ACT会員サークル活動の約束ごと】

- ① ACT会員が3人以上いる
- ② 地域の皆さんに参加をよびかけ、ACTの活動をアピールする
- ③ 1年間に3回以上の活動を組み立てる



## 【活動期間】

新規団体の活動期間は申請月の翌月1日～翌年3月31日とします。

（継続団体の活動期間は4月1日～3月31日）

## 【申請受付期間】

新規申請は12月31日まで、随時受け付けます。

（継続団体は3月31日までに継続申請を兼ねた活動報告書を提出）



## 【活動支援申請の手続き】

活動支援を希望する場合は、申請用紙（様式①）とメンバー名簿（様式③）に記入しACTに提出して下さい。提出は、郵送、FAX、Eメールいずれも可とします。

## 【活動支援の内容】

各サークル1万円の助成と会員活動保険「行事参加者傷害保険」※への加入

この助成金はACT年会費（一人3000円）とアビリティ共済配当金のご寄付から支出しています。



## 【審査から助成金支払いまで】

申請受け付け後、ACT理事会で審査をします。助成金は指定の口座に振込みます。

## 【交流会について】

今年度の開催が決定しましたらご案内いたします。

## 【活動報告について】

会員活動保険のための **3ヶ月ごとの活動報告** のほかに **一年間の活動報告書** **会計報告・領収書** **活動の様子が見える写真** などの報告を3月末までをお願いいたします。

※会員活動保険「行事参加者傷害保険」

活動中の事故については、ACT事務局までご連絡ください。

（保険金は、死亡・後遺障害保険金額200万円、入院日額3000円180日上限、通院日額2000円90日上限）

★ご相談・お問い合わせ NPO法人アビリティクラブたすけあい 担当 恒川 河野

電話 03-5302-0393 fax03-5302-0394 mail : [a.tsunekawa@npoact.net](mailto:a.tsunekawa@npoact.net) kyosai@npoact.net